

12月1日施行により「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正」の改正内容は以下のとおりです。

1. 「一次エネルギー消費量等級7及び等級8の創設について」
2. 「CLTパネルを用いた住宅の劣化対策等級の評価に係る規定の整備について」
3. 「室内空気中の化学物質の濃度等の測定等の方法の改正について」
4. 「その他」

## 評価書のイメージ

|                        |             |                                                                                                                              |
|------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること | 5-1 断熱等性能等級 | 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度                                                                                          |
|                        |             | 地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]                                                                                                      |
|                        |             | 外皮平均熱貫流率 [ W/(㎡・K) ] 冷房期の平均日射熱取得率 [ ]                                                                                        |
|                        |             | 7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている(8地域を除く)                                                                                         |
|                        |             | 6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている                                                                                                   |
|                        |             | 5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能評価基準に相当する程度)が講じられている           |
|                        |             | 4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている                                                                    |
|                        |             | 3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている                                                                                                 |
|                        |             | 2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている                                                                                                    |
|                        |             | 1 その他                                                                                                                        |
| 5-2 一次エネルギー消費量等級       |             | 一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度                                                                                                       |
|                        |             | 地域の区分 ※5-1 断熱等性能等級に記した地域の区分と同じ                                                                                               |
|                        |             | 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [ MJ/(㎡・年) ]                                                                                             |
|                        |             | エネルギー利用効率化設備(基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。)による設計一次エネルギー消費量の削減率                                              |
|                        |             | 売電分を含む [ % ]                                                                                                                 |
|                        |             | 売電分を含まない [ % ]                                                                                                               |
|                        |             | 8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている                                                                                          |
|                        |             | 7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている                                                                                           |
|                        |             | 6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能評価基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限り。)に相当する程度)が講じられている |
|                        |             | 5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている                                                                                           |
|                        |             | 4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限り。)に相当する程度)が講じられている    |
|                        |             | 1 その他                                                                                                                        |



12月1日申請分から新しい基準が適用される

| 新旧基準 | 法施行日(令和7年12月1日) |    | 留意点                    |
|------|-----------------|----|------------------------|
| 旧基準  | 申請              | 交付 |                        |
| 旧基準  |                 | 申請 |                        |
| 新基準  |                 | 申請 | 自己評価書・設計内容説明書の書式が見直される |

12月1日